

社会福祉法人和木町社会福祉協議会弔慰規程

(目 的)

第1条 この規程は、和木町社会福祉協議会（以下「本会」という。）理事、評議員、福祉員、職員（以下「役職員」という。）及び会員の弔慰について、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第2条 本会が行う弔慰は次に掲げるとおりとする。

(1) 病氣見舞

(2) 弔 慰

(基 準)

第3条 前条に規定する弔慰の基準は別表のとおりとし、2以上の事項に該当するときは、支給区分の高いものを適用する。

附 則

(1) この規程は平成26年1月1日から施行する。

(2) 平成17年4月1日施行の和木町社会福祉協議会の慶弔・見舞要綱は廃止する

別 表

支給区分	内 容		支給金額
病氣見舞	役職員が疾病により2週間以上入院した場合		3,000円
弔 慰	役職員	役職員若しくは同居する親族（福祉施設入所者含む）が死亡した場合	5,000円
	会員	会員若しくは会員と同居する親族（福祉施設入所者含む）が死亡した場合	3,000円